



きらきら シニア

～羽曳野市地域包括支援センターからのお知らせ～

このページの問合わせ先：地域包括支援センター 市役所別館 1階 ②番窓口
☎947-3822 FAX.950-1030 E-mail.chiikihoukatsu@city.habikino.lg.jp

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して 認知症施策に取り組んでいます

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、身近な人の理解と支えが必要です。認知症サポーター養成講座やいきいき介護フォーラムなどを実施し、地域の方の理解を得られるよう認知症施策に取り組んでいます。

今月より認知症を患っている高齢者が専門の介護ス

タッフの支援を受けながら共同生活を送っているグループホーム（羽曳野市内全 10カ所）を紹介していきます。

認知症の方や家族への支援だけでなく、認知症予防も含め、地域と行政が一緒に取り組んでいけるようご理解、ご協力をお願いします。

● グループホームが目指すものとは ● NPO法人すみれ

介護保険法では認知症対応型共同生活介護という名称で位置づけられています。この意味は、まさに共同生活の中で本人の持てる能力を最大限発揮し生活しましょうという意味合いです。一人一人の能力の違いを認め、その個性の発揮をどれだけしていただけるか、どれだけ引き出せるかが勝負と言えるでしょう。しかし、年月の経過と共にその能力も低下していきます。しかしその能力を使うことで維持される期間はチューインガムのように伸びるのですよ。グループホー

ムすみれは日々そのような共同生活を入居者さんとスタッフで営んでいます。毎日毎日活動的で忙しいですがそこには生き生きとした姿があるのです。



● 成年後見制度について知っていますか？ ●

● 成年後見制度とは？

認知症、知的障がいや精神障がいにより、施設入所等福祉サービス利用契約の締結、不動産や預貯金等の財産管理など、本人の判断能力が不十分な状態で、これらのことをするのが困難な場合があります。

また、本人にとって不利益な契約であっても正常な判断ができずに契約を結び、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

● 法定後見制度と任意後見制度の違いは？

法定後見制度…本人の判断能力が不十分になったことにより、家庭裁判所に選任の申立てをする。後見人の選任や権限は、裁判所の審判によって決定する。本人の判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3類型があります。

任意後見制度…本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、事前に代理人（任意後見人）を選び、自分の生活、財産管理や療養看護に関する事務の全部または一部について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくことです。

後見…判断能力が全くない方

保佐…判断能力が特に不十分な方

補助…判断能力が不十分な方

※成年後見制度についての相談・お問い合わせは、地域包括支援センターまで